

次期役員体制に関するご案内



改正農協法の概要

改正農協法(平成28年4月1日施行)では、JAにおける役員体制について、次のように見直されています。

- ◆ 経営管理委員定数については、原則「認定農業者のみで過半数」を占める必要があります。
- ◆ 経営管理委員の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮する必要があります。
- ◆ 理事(当JAでは理事長・常務理事)については、農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者である必要があります。

役員役割

役員はJA・組合の代表として、以下の事項に取り組みます。

経営管理委員

- ◆ JAの経営者としての自覚を持ち、農業者の所得の増大と地域の発展に最大限努めます。
- ◆ 組合員のリーダーとして、組合員の声をJA運営に反映させます。
- ◆ JA運動者として協同活動に積極的に取り組みます。
- ◆ 自らJAの事業を積極的に利用します。
- ◆ 積極的に改革の実践に取り組みます。

監事

- ◆ 独立した立場から理事の業務執行を監査します。
- ◆ JA運動者として協同活動に積極的に取り組みます。
- ◆ 自らJAの事業を積極的に利用します。
- ◆ 積極的に改革の実践に取り組みます。



次期役員体制・選任方法の考え方について

改正農協法を踏まえた、役員選任方法・体制については、以下の通り対応していきます。

- ◆ JAでは、現行の選任方法においても認定農業者が経営管理委員の過半数を占めていることからこれまで通り推薦会議・推薦委員が、役員資質・能力を備えた適任者を役員候補者として推薦することとします。

※ただし、経営管理委員については、推薦した結果「認定農業者」がJA全体で過半数に満たなかった場合には、再選出することもあります。

【役員資質・能力とは？】

1. 農協法・定款・規約の規定を遵守する。
2. 全ての組合員と一緒に協同活動に積極的に努力する人を選出する。
3. 自らJAの事業を利用し、率先実行する行動力のある人を選出する。
4. 組合員の財産を安心して任せられる私利私欲のない道義心の高い人を選出する。
5. 組合員を差別しない公正な人を選出する。
6. 選出にあたり、金銭・物品等の供与や供応接待等JAの体面を汚すような行為をした候補者は選出しない。
7. 選出にあたり、反社会的行為に関与しない「十分な社会的信用」を有している候補者を選出する。
8. 利害関係を利用して選出を誘導するような行為をした候補者は選出しない。